

# (案)

〔※本実施要領は今後変更される可能性があります。〕

## 介護の日本語学習支援等事業実施要領（令和7年度補正予算分）

### 1 目的

今後増加が見込まれる外国人介護人材の資格取得支援ニーズへの対応を強化するため、民間団体が有する資格取得支援のノウハウを横展開し、受講体制の均てん化等を行うことで外国人介護人材に対する資格取得支援の強化を図るとともに、訪問系サービス事業所に対する伴走支援を通じて、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、介護の日本語学習支援等事業（令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算）公募要領により採択された団体（以下「事業実施団体」という。）とする。

### 3 事業内容

事業内容は、以下に掲げるもののほか、外国人介護人材の日本語学習支援等に必要な内容とする。なお、必要に応じて、有識者等から専門的な意見を求めるながら事業内容の検討を行うこと。

#### （1）地域の資格取得支援機関に対する支援

各地域において介護福祉士国家試験対策講座を開催する動きがあるなか、地域の資格取得支援機関の支援力を向上させるために必要な取組を行うことで、国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化を図る。

具体的には以下のとおり。

- ・ 地域の職能団体をはじめとした外国人介護人材の資格取得支援機関に対するスーパーバイズ及び介護福祉士国家試験資格取得支援講座の開催未実施の地域の資格取得支援機関に対して、民間のノウハウを提供するだけでなく、地域の資格取得支援機関が介護福祉士国家試験資格取得支援講座を実施する際には、現地に講師を複数名派遣し、講座が円滑に行われるよう当該機関に対する運営等のバックアップや助言を行うこと。
- ・ 各都道府県の介護福祉士会、その他の資格取得支援機関と全国会議を開

## (案)

催し、資格取得支援に係るノウハウの提供や課題の共有などを行い、各地域の資格取得支援機関との情報提供体制を構築すること。加えて、地域の資格取得支援機関等からの照会等に随時対応できるよう努めること。

- ・ さらに、介護福祉士国家試験対策講座の実施状況等に係る調査を行い、今後の外国人介護人材に対する資格取得支援の強化のため、実態を把握すること。

なお、事業実施団体は、実施する全国会議や調査の内容等について福祉人材確保対策室と協議を行い、当該会議や調査の終了後、福祉人材確保対策室に概要等を電子媒体等で提出すること。

### (2) 介護事業所等を対象とした学習支援（教育担当者向けの手引きの作成）

外国人介護人材の試験合格に向けた支援については、各地域において介護福祉士国家試験対策講座を開催する動きがある一方で、外国人介護人材の受入施設等の方針等によって学習方法等は大きく異なることから、各施設等における外国人介護人材の試験合格率を向上させるために必要な取組を行う。

具体的には以下のとおり。

- ・ 外国人介護人材に対する資格取得支援を積極的に行う介護事業所等の実態調査を行い、外国人介護人材を受け入れている介護事業所等の教育担当者を対象とした手引きを作成する。
- ・ 手引きの作成においては、日本語能力・文化的制度的背景の違いへの配慮、学習内容をわかりやすくするための具体例、学習サポートの工夫、試験対策の具体的支援、学習スケジュールの参考例など、受入施設が外国人介護人材の資格取得を支援するにあたって参考となるような具体的な学習支援の手法を示すこと。

### (3) 訪問系サービス事業所に対する受入支援（ガイドラインの作成）

令和7年4月より在留資格「特定技能」及び「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスの従事が認められ、介護事業所等に対して遵守事項等の要件が定められているが、外国人介護人材を受け入れた後、現場でどのような指導や取組を行うのか、具体的な対応方針は事業所ごとに異なることから、受入（予定を含む）事業所等を対象とした、外国人介護人材の受け入れのために必要な知識や受け入れ後の育成のノウハウ等を習得できるようなガイドラインを作成することで、外国人介護人材の受け入れへのハードルを下げるとともに、介護現場の負担軽減を図る。なお、ガイドラインの作成にあたっては、以下の点を含めることとする。

## (案)

- ・ 現場で受入れの責任者となるサービス提供責任者等（以下、「サ責等」という。）は、多忙のなかで、受入れのための必要な知識や諸課題を解決するノウハウなどを習得する必要があり、負担が大きい。そのため、外国人介護人材の受入れに積極的な訪問系サービス事業所における、サ責等を対象とした伴走支援を行いつつ、訪問系サービスへ従事させる上で事業所に求められる要件の具体的な取組を見える化し、課題や好事例の抽出を行うこと。また、ガイドラインには伴走支援を通じて出たサ責等の意見も反映すること。
- ・ 人手不足が深刻化するなかで、外国人介護人材の受入れにおいては、大規模事業所だけでなく、中小規模の事業所等にも外国人介護人材の受入れが進むことが望まれるため、その点についても留意し、作成すること。

### （4）その他必要な取組

上記（1）～（3）の取組のほか、外国人介護人材の円滑な就労・定着に資する観点から必要な取組をすることができる。

## 4 国への報告・協力体制

事業実施団体は、上記3に基づく業務の実施計画や進捗状況について定期的に福祉人材確保対策室に報告するとともに、福祉人材確保対策室から求めがあった場合は、速やかに必要事項を報告すること。

また、事業の実施にあたっては、福祉人材確保対策室と定期的な連絡及び協議をしながら進めること。

## 5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

## 6 留意事項

本事業に関して知り得た秘密を福祉人材確保対策室の了解無しに漏らし、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了し、又は当該事業を取り消された後も同様とする。